

高萩・北茨城広域事務組合公平委員会の組織、運営等に関する規則

令和元年10月1日

公平委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）

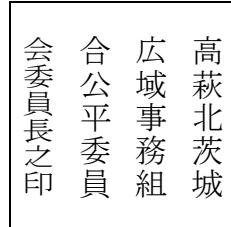
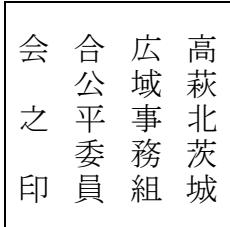
第8条第5項及び第11条第5項の規定に基づき、高萩・北茨城広域事務組合公平委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の組織、運営等)

第2条 委員会の組織、運営等については、北茨城市公平委員会の組織、運営等に関する規則（昭和32年北茨城市公平委員会規則第1号）の例による。

(公印)

第3条 委員会及び委員長の公印は、次のとおりとする。



附 則

この規則は、公布の日から施行する。